

令和7年度 帯広市立帯広第五中学校 部活動基本方針

1 部活動の目的

部活動により、生徒が生涯にわたってスポーツや文化、科学等に親しみ、社会の中でよりよく、心豊かに生きるための資質・能力が育まれるよう学校教育の一環として実施するものである。したがって、部活動は、体力や技術の向上を目指すことのみに偏ることなく、適切な指導や支援によって、生徒同士や教師と生徒との好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりすることを目的とした活動をする。

2 学校としての部活動の考え方

「帯広市立学校に係る部活動の方針（令和元年9月策定）」に則り、帯広市立帯広第五中学校では、心身共に成長の著しい中学生期にふさわしい適切な指導を計画的に行うとともに、体罰や暴言、ハラスメントを根絶した安全な指導を行う。また、指導体制の充実を図るために、指導者は教員のみならず、地域の外部人材等を活用することなども考慮する。

3 基本方針

(1) 設置する部活動（令和7年4月現在）

- ①運動部・・・サッカーチーム（合同チーム）、女子ソフトテニス部、男子バスケットボール部、女子バスケットボール部（合同チーム）、女子バレーボール部、男子バドミントン部、女子バドミントン部、卓球部、陸上部、アイスホッケー部（合同チーム）、野球部（クラブチーム）

- ②文化部・・・吹奏楽部、美術部、菜園ボランティア部、図書ボランティア同好会

(2) 活動時間および日数

- ① 平日の活動時間は2時間程度とし、土・日、祝日の活動時間は3時間程度とする。
- ② 各部顧問は、毎月の活動計画を作成し、生徒及び保護者に周知する。また、各部で作成した活動計画は、校長に提出し、校長は各部の活動についての把握・承認・指導を行う。
- ③ 土・日、祝日のいずれかにおいて1日以上、また、平日は各部で設定する1日以上を休養日とし、週2日以上を休養日とする。なお、週末または祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の週の週末または祝日に振り替えることを基本とする。ただし、大会等で休養日がとれない場合は長期休業中に振り替える。
- ④ 中体連、中文連が主催する大会等の日の前日から起算して1ヶ月以内の期間の場合は、長くとも平日3時間程度、学校休業日は4時間程度とし、1週間の活動時間は、長くとも16時間以内とする。
- ⑤ 定期テスト（中間テスト、期末テスト、学年末テスト）実施日の3日前から、活動を停止する。
- ⑥ 長期休業中の活動については、1日の活動時間を3時間程度とし、休養日については学期中に準じた扱いとする。
- ⑦ 体育館の使用については、次の時間帯において交代するものとする。なお、割り当てについては、体育館を使用する部活動顧問で調整する。

〈平 日（5時間授業）〉 前半 14：45～17：00（放課後につき活動開始）
後半 17：00～19：00（放課後は一旦帰宅し、活動時間に合わせて登校）

〈平 日（6時間授業）〉 前半 15：45～17：30（放課後につき活動開始）
後半 17：30～19：00（放課後は一旦帰宅し、活動時間に合わせて登校）

〈土・日、祝日、長期休業中〉 ① 9：00 ② 12：00 ③ 15：00（3交代） 基本とする。

(3) その他

- ① 運動部の服装は、原則として体育授業時の服装とする。ただし、部の特性を考え、必要な服装やその他のものには、部内で指定されたものを着用する。
- ② 携帯電話およびスマートフォンについては、部活動での使用を原則として禁止する。ただし、やむを得ない事情がある場合は、顧問にその旨を前もって伝え、許可を得ること。

4 部活動への入部・退部について

(1) 入部について

- ① 2～3年生の部活動加入希望者は、保護者の承認のもと「部活動入部申込書」を担任もしくは部活動顧問に提出し、入部が認められる。1年生の途中から入部する場合も同様である。
- ② 1年生の部活動加入希望者は、4月の仮入部期間（4月3週まで）を経て、保護者の承認のもと「部活動入部申込書」を担任もしくは部活動顧問に提出し、入部が認められる。

(2) 退部について

- ① 退部を希望する場合は、まずは保護者や顧問、担任と相談した後に、保護者の承認のもと「部活動退部届」を顧問に提出し、退部が完了する。

5 指導・運営に係る体制について

(1) 顧問・指導者の配置について

- ① 生徒数並びに教員数等を踏まえ、適切な数の部活動を設置する。
- ② 長時間勤務の解消等の観点から、各部に複数顧問を配置できるよう体制を整える。

(2) 顧問・指導者の身分について

- ① 部活動は、教員においては勤務時間外の活動であるため、原則として、教員は必ずしも指導者となるものではない。
- ② 全日本中学校体育連盟の大会出場規定に、「引率は当該校の教諭でなければならない。」と定められていることから、学校体制として校長が教員に顧問を依頼する。
- ③ 部活動の指導において、担当教員はその種目の競技経験や指導経験を有しているとは限らないことを保護者に周知し理解を得る。

(3) 部活動に関する連絡・相談窓口について

相談・要望は、下記へ連絡・提出することとする。（窓口は教頭）

〒080-0026

帯広市西16条南4丁目29番地42 帯広市立帯広第五中学校

TEL 0155-34-5710 FAX 0155-34-4704

メールアドレス obi5jhs@f1.octv.ne.jp